□■□ □■□ □■□ 現況届のご提出方法について □■□ □■□ □■□

現況届（表面）の記入 → 添付書類の準備 → 書類のセッティング → チェックリストの確認 → 提出

記入例

〒８８０－××××

現況届では、「保育を必要とする理由を確認するための書類」「世帯状況を確認するための書類」等の添付が必要です。**必ず、現況届裏面で詳細を確認してください。**

○令和8年6月1日以降に発行した書類を、保育の手続きに関連して、市役所保育幼稚園課または各総合支所地域市民福祉課にすでに提出済みの場合、そのコピーを添付していただいても構いません。
○「育児休業」で認定を受ける場合に通常必要な「育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書」は、すでに市に提出している場合、現況届のために再度ご準備いただく必要はありません。「育児休業・育児休暇取得証明書」のみ添付してください。
★現況届ご提出のタイミングで、「保育を必要とする理由」が変更となる場合は、変更後の「保育を必要とする理由を確認するための書類」と、「認定変更申請書」およびその他現況届一式をご提出ください。「認定変更申請書」については、宮崎市ホームページにてダウンロードできますので、2ページの右上QRコードよりご確認ください。

（企業主導型保育施設）

令和８年度 子どものための教育・保育給付認定現況届

※太線の枠内で該当する箇所は全て記入してください。

宛名コード	99999999

保護者							電話番号	優先順位
現住所	〒880-××××					父	090 - ×××× - ××××	2
						母	- ×××× - ××××	1
R7.1.1現在居住の市町村	父	延岡市	母	宮崎市		祖母	0982 - ○○ - ○○○○	4
R8.1.1現在居住の市町村	父	延岡市	母	宮崎市		母勤務先	○○ - ○○○○	3
						認定区分	2号認定	
保護者署名 ※ご署名がない場合受付けできません。	に同意します。本書の記載内容は事実と相違ありません。 署名 宮崎　太郎					保育必要量	標準時間	

現在の認定区分はこちらでご確認ください。

同意事項を確認の上、**必ず署名してください。**
署名がない場合受付できません。

以下の同意事項に同意の上、子ども・子育て支援法第22条の規定により、関係書類を添えて現況を届け出ます。

同意事項について、必ずご一読ください。

3．提出した書類の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の書類を提出しなければなりません。
4．子ども・子育て支援法第16条の規定により、提出された書類について、内容の調査・確認をする場合があります。
5．届出内容に事実との相違がある場合や必要な書類等の提出がない場合は、認定を取り消す場合があります。

フリガナ 対象児童氏名	保護者との続柄	生年月日	利用施設名
ミヤザキ　イチロウ 宮崎　一郎	子	令和3年11月21日 令和9年4月1日現在年齢 5	○○こども園

主に利用している施設名を記入してください。

フリガナ 世帯員氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・学校名等	
児童の全世帯員（同居の祖父母等） ミヤザキ　タロウ 宮崎　太郎	父	S・(H)・R 6年 1月23日	○○株式会社	（ 延岡市××町22－2 ）
ミヤザキ　ハナコ 宮崎　花子	母	S・(H)・R 7年 11月 4日	△△スーパー	同居・別居
ミヤザキ　サクラ 宮崎　桜	妹	S・H・(R) 3年 11月 11日	○○こども園	同居・別居
ミヤザキ　ウメ 宮崎　梅	祖母	(S)・H・R 35年 9月		同居・別居

勤務先名・学校名等は、令和8年9月1日時点での内容を記入してください。

別居の場合は住所を記入してください。

同居の祖父母を含む、家族全員を記入してください。
※住民票上で世帯分離していても、実態として、同一の住所で一緒に暮らしている場合は、「同居」としてお考えください。

現況届（表面）の記入 → **添付書類の準備** → 書類のセッティング → チェックリストの確認 → 提出

書式のダウンロードなどはコチラから→
※宮崎市HP

●「保育を必要とする理由を確認するための書類」及び「世帯状況を確認するための書類」として、提出が必要な書類の詳細については、**現況届裏面**または、宮崎市ホームページにてご確認ください。

●「就労証明書」など「保育を必要とする理由を確認するための書類」で、市が書式を指定するものが手元にない場合は、宮崎市ホームページからダウンロードしていただくか、保育幼稚園課または各総合支所地域市民福祉課にてお受け取りください。（ご郵送対応も可能です）

添付書類１	令和８年９月１日時点の 保育を必要とする理由を 確認するための書類	●父・母それぞれについて、書類の提出が必要です。 ●**発行日が６月１日以降**の書類をご準備ください。 ※父のみ、または、母のみの書類しか提出できない場合、その理由を示す書類が必要です。（ひとり親世帯・離婚調停中であることを示す書類）
添付書類２	世帯状況を確認するための書類	※ひとり親世帯等の場合のみ提出

●２号・３号認定が必要ない場合や、必要書類を揃えることができない場合は、早急に「取下げ届」をご提出ください。取下げのお手続きは、スマート申請でも申請いただけます。ご自宅でお手続きが完了しますので、ぜひご活用ください。

●２号・３号認定（５歳児クラスを除く）で、認可の保育施設に通っている方への現況届は**１０月頃**に提出を依頼します。２・３号認定で認可の保育所・認定こども園に通うきょうだいがいる場合、**令和8年7月1日以降に発行された書類をご準備いただくと、きょうだいの10月の現況届用としてもお使いいただけます。コピーの保管をお願いいたします。**

現況届（表面）の記入 → 添付書類の準備 → **書類のセッティング** → チェックリストの確認 → 提出

●現況届は右のイラストようにセットして、**左上をのり付けして**ご提出ください。

●きょうだいで認定を受けている場合、「保育を必要とする理由を確認するための書類」「世帯状況を確認するための書類」は、世帯につき１部ずつご準備いただき、上のお子様の現況届に、右記の要領で添付してください。

●郵送で提出される場合は、返信用封筒をご活用ください。
きょうだいで認定を受けている場合、すべての書類を一つの返信用封筒に入れていただいて構いません。

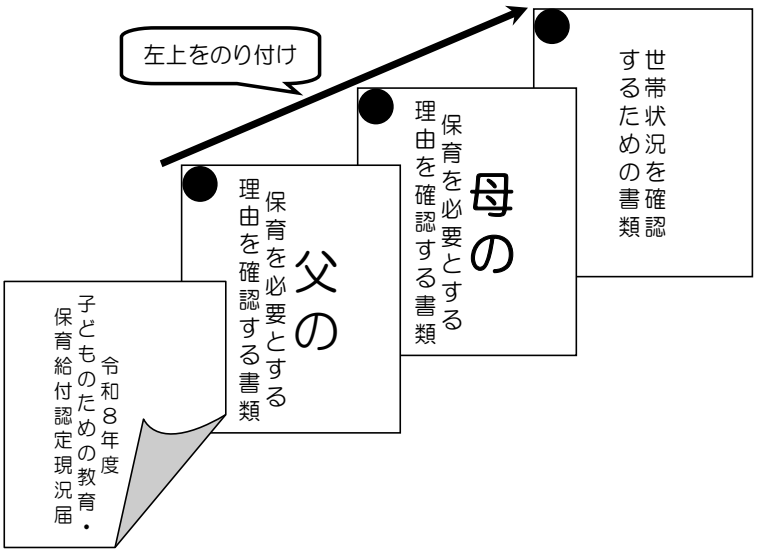

●提出書類に不備がありますと、再提出をお願いする場合がございます。
提出前にいま一度、記入漏れがないかご確認ください。

現況届（表面）の記入 → 添付書類の準備 → 書類のセッティング → **チェックリストの確認** → 提出

提出書類			チェック項目	
現況届			☐	同意事項を確認しましたか。(必ずご一読ください)
			☐	児童の全世帯員を記入しましたか。(同居の祖父母等を含む)
			☐	保護者署名欄に署名をしましたか。
			☐	2ページの方法で書類を糊付けしていますか。
添付書類	父と母の保育を必要とする理由を確認するための書類		☐	父の「保育を必要とする理由」を確認するための書類を添付しましたか。
			☐	母の「保育を必要とする理由」を確認するための書類を添付しましたか。
			☐	父母の「保育を必要とする理由」を確認するための書類は、9月1日時点の「保育を必要とする理由」を確認できるものですか。
		※	☐	離婚調停中などで、父または母の「保育を必要とする理由を確認するための書類」が添付できない場合、そのことを示す書類を添付していますか。
				☐弁護士が作成した、離婚協議関係書類 ☐裁判所が作成した、離婚調停関係書類　など
			☐	ひとり親世帯の場合、ひとり親世帯であることを示す書類を添付していますか。
				・次の3つのうちいずれかの書類の写し ☐戸籍謄本(離婚日等ひとり親世帯であることがわかる記載があるもの) ☐児童扶養手当証書 ☐ひとり親家庭医療被受給資格者証 } 有効期限内のもの

保育を必要とする理由	提出書類	チェック項目	
就労	就労証明書	★	就労証明書を訂正する場合は、必ず、ご記入者様へ訂正を依頼してください。訂正の際は、社印にて訂正印を押してください。
		☐	証明日は記入されていますか。
		☐	就労者氏名は記入されていますか。
		☐	雇用開始日は記入されていますか。
		☐	雇用期限が「有」の場合、雇用終了日は記入されていますか。
		☐	雇用期限が「有」の場合、更新の有無は記入されていますか。
		☐	勤務時間は記入されていますか。
		☐	月合計時間は、実働×就労日数＝月合計時間になっていますか。 ※就労時間は月合計60時間以上必須
		☐	勤務実績は記入されていますか。
		☐	自営業の場合、事業内容がわかる書類を添付していますか。
就学、職業訓練	在学証明書	☐	証明(発行)日は記載されていますか。
	カリキュラム	☐	(標準時間での認定を希望の場合) 月の就学時間がわかるカリキュラムを添付していますか。
保護者の疾病、障がい	申立書	☐	保護者等が児童の保育をすることが困難であることを具体的に記入していますか。
	診断書	☐	症状により、「保育が困難である」ことが記載されていますか。
同居親族の介護、看護	申立書	☐	保護者等が児童の保育をすることが困難であることを具体的に記入していますか。
	診断書	☐	常時、介護・看護が必要であることが記載されていますか。
求職活動	誓約書	☐	誓約書の記載内容を確認しましたか。(必ずご一読ください。)
妊娠、出産	親子健康手帳	☐	(産前の場合)出産予定日が確認できるページの写しを添付していますか。
		☐	(産後の場合)出生日が確認できるページの写しを添付していますか。
育児休業	育児休業・育児休暇取得証明書	☐	証明日は記載されていますか。

現況届（表面）の記入 → 添付書類の準備 → 書類のセッティング → チェックリストの確認 → **提出**

◇ 提出締切 ◇　令和8年10月30日(金)　※郵送の場合必着

●保育幼稚園課または各総合支所地域市民福祉課あて、郵送または持参にてご提出ください。

●期限までにご提出が確認できない場合や、必要書類が揃わない場合は、**令和8年11月30日をもって認定を取り消します。**また、一度現況届を提出されたものの、不備書類等があり、期限までに必要書類が揃わなかった場合、お預かりした現況届は返送いたしますのでご了承ください。

令和8年度 子どものための教育・保育給付認定現況届 Q & A

ご質問		回答
Q.1	「保育を必要とする理由を確認するための書類」を、期限までに準備することができません。	「保育を必要とする理由を確認するための書類」は認定を継続できるかどうか判断するために欠かせない書類です。揃っていない場合、現況届を受け付けることができません。必要な添付書類の確認と準備は、時間に余裕を持って行ってください。
Q.2	「保育を必要とする理由」が変わったため、令和8年6月に市役所で書類を提出して手続きしました。もう一度、「保育を必要とする理由を確認するための書類」を準備しなければいけませんか。	基本的には準備していただくことになりますが、すでに市に提出した書類で、令和8年6月1日以降に発行された書類であれば、コピーのご提出でもかまいません。 そのため、6月のお手続きの際に提出した書類が6月1日以降に発行されたものであれば、コピーの添付でも受け付けできます。 コピーをお持ちでない場合は、お手数ですが、身分証明書をご準備のうえ、前回のお手続きで書類を提出された窓口で、コピーの発行についてご相談ください。 なお、「育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書」は、すでに市に提出している場合、現況届のために再度ご準備いただく必要はありません。
Q.3	令和8年6月に2号(3号)認定の認定を申請したばかりですが、現況届を提出する必要がありますか。	令和8年6月30日までに認定が開始している方は、現況届の提出が必要です。 お手数ですが、最新の「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付の上、ご提出ください。 なお、「育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書」は、すでに市に提出している場合、現況届のために再度ご準備いただく必要はありません。
Q.4	令和8年10月または11月から「保育を必要とする理由」が変わる予定です。現況届に10月または11月からの「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付すれば、他の手続きは必要ないですか。	現況届の添付書類で「保育を必要とする理由」の変更はできません。別途、認定変更のお手続きが必要です。 現況届に令和8年10月又は11月からの①「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付し、併せて②「認定変更申請書」をご記入のうえ、窓口または、郵送にてご提出ください。**<u>なお、「認定変更申請書」は宮崎市のホームページにもございます。本用紙2ページの右上QRコードよりご確認のうえ、ダウンロードしてご利用ください。</u>**
Q.5	令和8年10月または11月から「保育を必要とする理由」が変わる予定です。1～2ヶ月だけの理由ですが、現況届には令和8年9月1日時点の書類を添付しなければいけませんか。	「保育を必要とする理由」が変わる場合、変更のお手続きが必要です。令和8年9月中に、現況届に令和8年10月又は11月からの①「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付し、併せて②「認定変更申請書」を窓口または、郵送にてご提出していただければ、9月1日時点の書類の添付は必要ありません。 なお、「認定変更申請書」は宮崎市のホームページにもございます。本用紙2ページの右上QRコードよりご確認のうえ、ダウンロードしてご利用ください。
Q.6	令和8年9月または10月末で仕事を辞める予定です。どうしたらいいですか。	お仕事を退職後、新しいお仕事を探される場合は、「誓約書」をご記入の上、市窓口に直接ご提出ください。 退職日から数えて90日目の属する月の月末までが認定期間となります。(※「誓約書」の内容は必ず事前にお読みください) お仕事を退職される理由が、体調不良によるもので、子どもの保育が難しい状態である場合は、「申立書」と「子どもの保育が難しい状態であることが明記された、医師の診断書」を市窓口に直接ご提出ください。 お仕事を退職後、「保育を必要とする理由を確認するための書類」がご提出できない場合は、認定を継続することができません。「取下げ届」をご提出ください。
Q.7	現況届を提出しに行く時間がないので、利用している施設にあずけてもいいですか。	各施設での書類のお預かりは行っていません。ご案内に同封した返信用封筒を使って郵送してください。
Q.8	父(母)とは、離婚を前提に別居しており、父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」を準備することができません。	父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」のかわりの書類として、「離婚調停」または「離婚協議」中であることを示す書類をご提出いただければ、父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」がなくても大丈夫です。 「離婚調停」または「離婚協議」中であることを示す書類 →(1)裁判所が発行した「離婚調停中」であることが分かる書類 (2)弁護士が発行した「離婚協議中」であることが分かる書類 のうち、いずれか1つ
Q.9	父(母)子世帯なので、父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」のみ添付すればよいですか。	ひとり親世帯の場合、「保育を必要とする理由を確認するための書類」は父(母)のみのご提出でかまいません。 ただし、加えて「ひとり親世帯であることを示す書類」のご提出も必要です。 ●ひとり親世帯であることを示す書類 →次の3つのうちいずれか一つをご準備ください。 (1)戸籍謄本(離婚日等ひとり親世帯であることがわかる記載があるもの(令和8年6月1日以降発行のもの)) (2)児童扶養手当証書の写し(有効期限内のもの) (3)ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し(有効期限内のもの)
Q.10	同居人がいるのですが、同居人の「保育を必要とする理由を確認するための書類」も提出が必要ですか。	同居人の方との関係が、「事実婚」または「同居人は子どもの実父(母)」の場合は、その方の「保育を必要とする理由を確認するための書類」が必要です。 それ以外の場合は、同居人の方の「保育を必要とする理由を確認するための書類」は必要ありませんが、「ひとり親世帯であることを示す書類」の添付が必要になります。 ●ひとり親世帯であることを示す書類 →次の3つのうちいずれか一つをご準備ください。 (1)戸籍謄本(離婚日等ひとり親世帯であることがわかる記載があり、令和8年6月1日以降発行のもの) (2)児童扶養手当証書の写し(有効期限内のもの) (3)ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し(有効期限内のもの)
Q.11	現況届が提出できなかった場合、令和8年11月30日で認定が取り消されるとのことですが、認定が取り消されたら、施設を利用することもできなくなるのですか。	認定取消し後に利用が可能かどうかについては、利用中の施設にお尋ね下さい。
Q.12	職場から就労証明書を書いてもらいましたが、月合計時間が60時間未満と記載されてしまいました。	「保育を必要とする理由」が「就労」の場合、月合計時間は60時間以上でなければいけません。 60時間未満と記載されてしまった内容が実際と異なるのであれば、職場での修正が必要です。 60時間未満が正しいのであれば、認定を継続できませんので、「取下げ」の手続きをしてください。
Q.13	祖父母と同居していますが、祖父母の「保育を必要とする理由を確認するための書類」も提出が必要ですか。	祖父母の「保育を必要とする理由を確認するための書類」は必要ありません。
Q.14	代表保護者の欄に記入されている保護者を父(母)から母(父)に変更したいのですが。	代表保護者の変更のお手続きが必要です。窓口、または郵送にて「認定変更申請書」をご提出ください。 **<u>なお、「認定変更申請書」は宮崎市のホームページにもございます。本用紙2ページの右上QRコードよりご確認のうえ、ダウンロードしてご利用ください。</u>**
Q.15	現況届を提出後、認定が継続されるかどうかの結果の通知はいつ来ますか。	基本的に、ご提出いただいた現況届に関する受理の通知はありません。 次の場合には通知があります。 (1)現況届で提出した書類の内容等により、認定期間が変更になった場合 →新しい認定期間を記した「支給認定証」 (2)期限までに現況届の提出が確認できなかった、書類が揃わなかった場合 →「認定取消通知書」